

国際分類第8版対応の作成にあたり

「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」に基づく国際分類「第7版」が、昨年10月に世界知的所有権機関（WIPO）で開催された第18会期専門家委員会で改訂されました。

この国際分類の改訂は、類別表の改正（第42類を第42類～第45類の4つの新分類に分割する等）、商品及びサービスのアルファベット順の一覧表の改正（各類に属する商品又は役務の追加・変更・削除）等をその内容としています。

改訂された「第8版」は、平成14年1月1日から発効しますので、我が国は、これを履行するために、商品及び役務の区分を定める商標法施行令別表第一の一部改正（平成13年政令第265号 平成13年8月8日公布）及びこの商品及び役務の区分に属する商品又は役務について規定する商標法施行規則別表の一部改正（平成13年経済産業省令第202号 平成13年10月2日公布）を行いました。

そこで、この度、これらの改正に対応した新たな「類似商品・役務審査基準」を〔国際分類第8版対応〕として作成することといたしました。

平成13年11月

特許庁審査業務部

商標課長 田 邊 秀 三